



特定施設を設置する事業者へ  
(公共下水道利用上の諸注意)



工場や事業場が排出する下水について

公共下水道は、主に市街地の下水や生活排水を放流するために整備されている施設です。

そこに住む人々の下水や生活排水をまとめて処理することで、私たちの生活環境を快適で清潔に保つとともに、川や海の水質を保全し美しい自然を守ることを目的としています。

しかし、工場や事業場は、その事業内容によっては人体に有害な物質を取り扱っている場合があります、万が一それらを含んだ悪質な排水がそのまま下水道へ排出されると、下水道管を損傷させたり、下水処理場の浄化機能を阻害したりする等の悪影響を及ぼし、そこに住む人々の生活をおびやかすことになりかねません。

そのため、法令では工場や事業場に対し、さまざまな規制や取り決めを定めています。

工場や事業場を取り扱う事業者の皆様におかれましては、本書の内容を十分にご理解いただき、適正な施設管理に努められるようお願いいたします。

下水道法における「特定施設」とは

本書では、主に下水道法で規制される「特定施設」及び「特定事業場」の内容を取り扱っています。特定施設及び特定事業場の定義については、以下のとおりです。

○特定施設

排水の水質規制が必要として政令にて特別に指定された、有害な排水を流す可能性のある施設のこと。(下水道法第11条の2第2項)

○特定事業場

特定施設を設置する工場や事業場のこと。  
(下水道法第12条の2第1項)

## 特定施設に該当する施設

以下に規定される施設が、下水道法上の特定施設に該当することになります。

### ○下水道法第 11 条の 2 第 2 項

- 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設  
(水質汚濁防止法施行令第 1 条関係別表第 1 に記載のあるもの)
- ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する水質基準対象施設  
(ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条関係別表第 2 に記載のあるもの)

※ 詳しくは、巻末の「特定施設一覧表」をご参照ください。

### ○特定施設となる参考例

#### (1) 自動式車両洗浄施設



- ガソリンスタンドの自動洗車機
- 水質汚濁防止法の特定施設番号 71 に該当

#### (2) 洗濯業の用に供する洗浄施設



- クリーニング工場の大型洗浄機
- 水質汚濁防止法の特定施設番号 67 に該当
- コインランドリー店の小型機械は含まない。  
(ただし、トリクロロエチレン系溶剤を使用する機械の場合は、番号 71 の 5 に該当する)

#### (3) 硫酸塩パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設



- 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）の漂白機械
- ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設番号 1 に該当

## 排出する下水の水質制限

特定事業場から下水道へ放流できる排水については、法令で水質基準が定められています。次に示す基準以下となるよう（水素イオン濃度にあっては数値範囲内になるよう）、特定施設の改造や周辺に除害施設を設置するなどして、水質を制限してください。

### ○神栖市下水道条例第7条による制限

アモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L
水素イオン濃度(pH)	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L
浮遊物質	600mg/L
ルルル抽出物質 鉱油類含有量	5mg/L
ルルル抽出物質 動植物油脂類含有量	30mg/L
窒素含有量	240mg/L
りん含有量	32mg/L

### ○下水道法第12条の2第1項及び下水道法施行令第9条の4第1項による制限

カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
有機燐化合物	1mg/L	チウラム	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	ベンゼン	15mg/L
総水銀化合物	0.005mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	不検出	ほう素及びその化合物	230mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L	フッ素及びその化合物	15mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	フェノール類	10mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	銅及びその化合物	3mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	亜鉛及びその化合物	2mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	鉄及びその化合物	10mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	マンガン及びその化合物	10mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	クロム及びその化合物	2mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

※1 ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法対象施設を設置する場合のみ

※2 ベンゼン(法基準 0.1mg/L)、フェノール類(同 5mg/L)は、茨城県告示により基準を緩和している

○そのほか、神栖市全域の下水を処理している「深芝処理場（茨城県鹿島下水道事務所）」で特別な水質規制があった場合は、その基準に従うことになります。

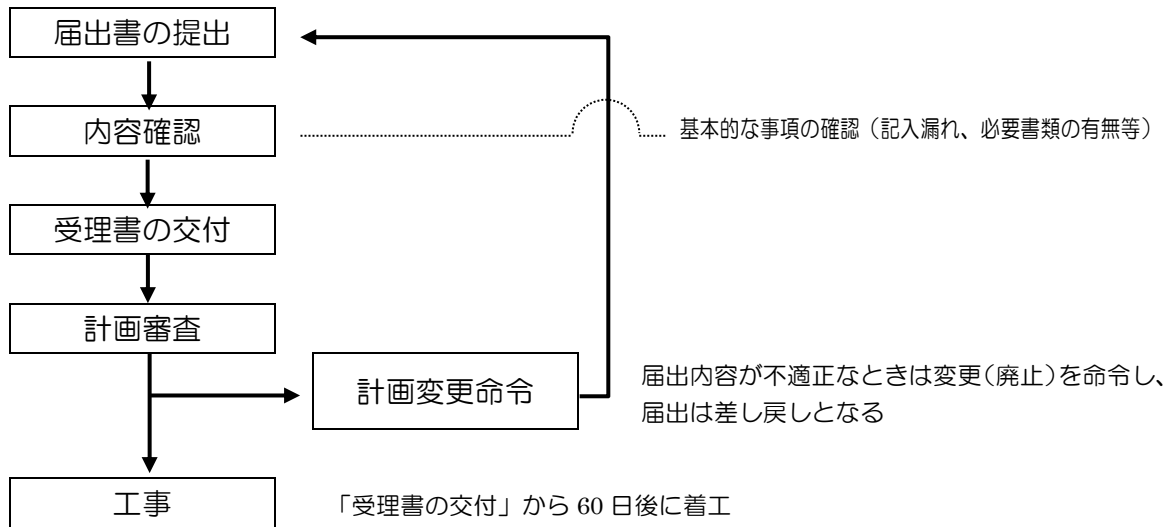
## 特定施設の設置に関する届出

特定施設の設置者は、新たな施設を設置するときや、既存の届出内容を変更するとき、その水質や水量にかかわらず、市に届け出る必要があります。（下水道法第 12 条の 3 他）

### ○特定施設関連の届出一覧

内容	必要な届出
特定施設を新たに設置するとき	特定施設設置届出書
既存の施設が新たに特定施設に指定されたとき （公共用水域に排出していた特定事業場が新たに下水道へ接続するとき）	特定施設使用届出書
設置届又は使用届の内容に変更が生じたとき	特定施設の構造等変更届出書
既存の特定施設の使用者の氏名等に変更があったとき	氏名変更等届出書
既存の特定施設を廃止したとき	特定施設使用廃止届出書
事業場の譲渡等により第三者に承継するとき	承継届出書
工事または計画変更に関する期間を短縮したい	期間短縮願書

### ○届出から工事完了までの流れ



### ○届出時期と期間の制約について

- ・届出は、必ずその工事（計画変更）を**実施する前**に行ってください。
- ・**届出の受理後 60 日間は、その届出に関する工事（計画変更）を行うことができません。**つまり、事業主は工事着工の 60 日前までに市へ届け出る必要があります。（下水道法第 12 条の 6）
- ・「特定施設使用届出書」「氏名変更等届出書」「特定施設使用廃止届出書」「承継届出書」の提出は、それを行った日から **30 日以内**に届け出てください。（下水道法第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項、同法第 12 条の 7、同法第 12 条の 8）

## ○必要書類

- 提出部数 3部
- 前記「特定施設関連の届出一覧」内の該当する届出様式を表紙とし、以下の事項を記載してください。別紙添付でもかまいません。
  - (1) 氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者名）
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
  - (3) 特定施設の種類
  - (4) 特定施設の構造
  - (5) 特定施設の使用の方法
  - (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
  - (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質
  - (8) 用水及び排水の系統

## ○計画の審査と変更命令

- 届出内容については審査を行います。
- 審査は「受理書」の交付後 60 日の間に行われ、内容に問題がある、もしくは水質基準を超えると判断されたときは、計画変更や計画廃止を命令することがあります。（下水道法第 12 条の 5）

## ○工事の着工を急ぎたい場合は

- 届出書の受理後 60 日間を待たずに工事を着工したい場合は、「期間短縮願書」をご提出ください。届出内容が相当であると認めるときは、この 60 日間を短縮することがあります。（下水道法第 12 条の 6 第 2 項）
- 届出内容が相当と認める事例は、以下のとおりです。（例外あり）
  - ▽届出書提出以前より窓口にて協議を行っているもの
  - ▽事業内容が簡素で、事業場の規模が小さい（審査に時間のかからない）もの
  - ▽計画変更命令に応じたもの
- 届出内容が相当と認められた場合は「期間短縮承認書」が交付されます。

有害物質を流してしまったら（流入事故への対応）

特定事業場内の事故等により、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質、または油（以下、「有害物質」）を下水道へ流してしまった場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を下水道管理者に届け出なければなりません。また、応急措置が講じられていない場合、下水道管理者は必要な措置を講ずべきことを命令することができます。（下水道法第 12 条の 9）

下水道流入事故は事業場や下水道管理者だけの問題ではなく、下水道を使う周辺住民みなさんへの問題にもなりますので、適切な対応をお願いします。

○流入事故が発生した直後に実施すべきこと

- これ以上、有害物質を流さないための応急措置を行う  
（一時的に操業を停止する、公共ますや処理槽を閉塞する等）
- 下水道管理者へ事故及び応急措置の概要を報告する  
（直後は電話や口頭でかまいません。正式な文書の届出は後日行ってください）

○応急措置後に実施すべきこと

- 本格的な流入事故対策に向けた改善措置計画を作成する
- 下水道管理者へ正式な事故及び応急措置の概要報告書を提出する
- 水質検査を実施し、下水道管理者へ現時点での水質の状況を報告する

○措置の対象となる有害物質

（1）水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げるカドミウム等 28 種類の物質

カドミウム及びその化合物	テトラクロロエチレン	チウラム
シアン化合物	ジクロロメタン	シマジン
有機燐化合物	四塩化炭素	チオベンカルブ
鉛及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	ベンゼン
六価クロム化合物	1,1-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエチレン	ほう素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀化合物	1,1,1-トリクロロエタン	フッ素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1,1,2-トリクロロエタン	1,4-ジオキサン
トリクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	塩化ビニルモノマー
アンモニア性窒素等		

（2）ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類

ダイオキシン類

（3）水質汚濁防止法施行令第 3 条の 4 各号に掲げる原油等 7 種類の油

原油	重油	潤滑油
軽油	灯油	揮発油
動植物油		

## 特定事業場の維持管理

特定事業場に限ったことではありませんが、特定施設や配管、付属施設を含む排水設備は、その所有者が清掃及び維持管理を行う必要があります（下水道法第 10 条第 2 項）。

下水（排水）を扱う設備は、その性質上劣化が早く、適切な維持管理を行わなければ、知らない間に破損し「いつの間にか法令違反を行っていた」という状態になりかねません。

定期的かつ継続的な保守点検を実施するようお願いします。

### ○行うべき維持管理

項目	内容
清掃	特定施設及び配管、付属施設等の内外に付着した不純物、塵芥、スカム等を手作業、もしくは高圧洗浄等で清掃する。
設備の点検	特定施設設置届出書に記載した施設及び配管を巡視し、破損状況や運転状況、不具合箇所の有無を確認する。
水質測定	特定施設または事業場内の放流口付近において、下水を採取し、水質測定を実施する。【水質の測定義務】も参照
修繕	点検により発見された破損もしくは磨耗した部分を、適切な状態になるよう修繕する。

### ○報告義務（下水道法第 39 条の 2）

特定施設に関する事項（事業場の状況、設備の状況、下水の水質等）は、当市が求めたときは報告する義務があります。

## 水質の測定義務

特定施設の設置者には、排出する下水の水質を定期的に測定して、その記録結果を 5 年間保存しておく義務があります（下水道法第 12 条の 12 及び下水道法施行規則第 15 条、神栖市下水道条例第 15 条）。

### ○自主測定の検査頻度（下水道法施行規則第 15 条第 2 項）

測定項目	測定頻度
pH 及び温度	1 日に 1 回以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	14 日に 1 回以上
ダイオキシン類	1 年に 1 回以上
その他の項目 (法令で水質制限される項目で、その事業場から排出されるもの)	7 日に 1 回以上



## 特定事業場の立入検査

特定施設はその性質上、悪質下水を流したときの住民生活に対する被害が大きいことが予測されるため、定期的又はその疑いがある場合に、市による立ち入り検査（届出との整合性確認や水質調査等）を実施することがあります（下水道法第 13 条）。

### ○立ち入り検査の流れ

検査の通知	市から「立入検査通知書」が送付されます。
↓	
立入検査	検査指定日に市が事業場内に立ち入り、検査します。
↓	
検査結果の通知	事業場に検査結果の通知が送付されます。

- ・立入検査通知書に記載された検査日程に問題がある場合は、検査日の1週間前までに市へご連絡ください。
- ・検査の結果、特定施設の不具合や水質制限を超える下水が発見された場合は、改善命令が行われます（下水道法第 37 条の 2）。改善命令を受けた場合は、その改善を実施した後に再び立入検査を実施することになります。

## 違反による罰則

### ○特定施設に関する主な罰則

罰則を受ける内容	罰則	法令根拠
悪質下水を流す等して公共下水道施設を損壊し、その機能に障害を与えた者	5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	下水道法第 44 条 第 1 項
許可なく公共下水道施設を操作・工事等して下水の流下を妨害した者	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	下水道法第 44 条 第 2 項
特定施設の計画変更（改善）命令に違反した者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	下水道法第 45 条
特定施設から制限されている水質の下水を流した者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	下水道法第 46 条 第 1 項
特定施設から制限されている水質の下水を流した者（過失による場合）	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金	下水道法第 46 条 第 2 項
特定施設の届出をしなかった者、又は虚偽記載をした者（設置又は構造変更の無届出）	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金	下水道法第 47 条の 2
特定施設の届出をしなかった者、又は虚偽記載をした者（氏名変更又は継承の無届出）	10 万円以下の過料	下水道法第 51 条



## 特定施設に関するきもん

<p>Q. 「特定施設一覧表」に記載がある施設を設置する予定だが、悪質下水を流すような構造ではない場合でも、届出は必要か。</p>
<p>A. 実際に排出する下水の水質にかかわらず、届出は必要です。</p>
<p>Q. 特定施設を有する事業場内に除害施設を設置する場合、特定施設と除害施設、両方の届出が必要か。</p>
<p>A. 必要です。 特定施設は「悪質下水を発生させる（可能性のある）装置」、 除害施設は「悪質下水を制限する装置」という取り扱いになるためです。</p>
<p>Q. 工場の改築を行う予定だが、既存の特定施設の構造は変わらず、位置が変更になるだけの場合でも、変更の届出は必要か。</p>
<p>A. 必要です。 ただし、特定施設以外の施設（設備）の移動の際は不要です。</p>
<p>Q. 特定施設の届出は、下水道法のものを行えば、環境法関連（水質汚濁防止法・ダイオキシン対策法等）のものは不要なのか。</p>
<p>A. 必要です。 環境法関連の届出は、下水道を利用するか否かに関わらず（公共用水域へ雨水等を排出している場合などに）必要であり、下水道を利用する場合は、さらに下水道法の届出が必要になります。 環境法関連の詳細については、それぞれの担当行政窓口までご確認ください。</p>
<p>Q. 届出の審査とはどのようなことを行うのか。</p>
<p>A. 届出された書類の未記入、誤記、必要添付書類の有無のほか、水質制限の設備が設置されているか、実際に設置可能な計画になっているかなどを確認します。 建築基準法や消防法、食品衛生法等の項目は審査対象外です。</p>
<p>Q. 水質の自主測定は、前述の【排出する下水の水質制限】に記載のある成分すべてを検査しなければならないのか。</p>
<p>A. 【排出する下水の水質制限】内の項目で、その事業場から排出されるものだけがかまいません。</p>